第**58**回

Nojima

証券コード:7419

定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月19日(金曜日)午前10時(午前9時30分受付開始予定)

場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい 二丁目2番1号 ランドマークプラザ5階 ランドマークホール

議決権行使期限

2020年6月18日 (木曜日) 午後6時30分まで

本年は株主総会ご出席者への「お土産」を取りやめさせていただきます。事前に郵送またはインターネットによる議決権行使をいただいた株主様には後日、当社ELSONIC商品をお送りいたします。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、郵送またはインターネットにより、事前の議決権行使をいただき、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。また株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目次

● 第58回定時株主総会招集ご通知・・・									
添付書類									
● 事業報告	7								
● 連結計算書類	28								
● 計算書類	34								
株主総会参考書類	41								



パソコン・スマートフォン タブレット端末からも ご覧いただけます。



https://s.srdb.jp/7419/

証券コード 7419 2020年6月3日

株主各位

横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 クイーンズタワーB26階 (登記上の本店所在地: 相模原市中央区横山一丁目1番1号)

株式会社 ノ ジマ

取締役兼代表執行役社長 野島 廣 百

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。 本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全・安心を最優先 に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、極力、書面またはインターネット等により事 前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、本招集ご通知5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、電磁的方法(インターネット)により議決権を行使されるか、いずれかの方法により、2020年6月18日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、本年は株主総会ご出席者への「お土産」を取りやめさせていただいております。事前に書面またはインターネット等による議決権行使をいただいた株主様には後日、当社 ELSONIC商品をお送りいたします。

本年度につきましては、株主様には本株主総会の状況をインターネット中継にてライブ配信をいたします。どうぞ、この方法にて本株主総会にご参加くださるようお願い申し上げます。

なお、後記のとおり、株主様からは事前にご質問をお受けした上で、株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会で説明を予定しておりますが、全てのご質問の回答をお約束するものではございませんので、予めご了承ください。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月19日(金曜日)午前10時(午前9時30分受付開始予定)

2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 ランドマークプラザ5階 ランドマークホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第58期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、計算書類および 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果 報告の件

決議事項

第1号議案 取締役15名選任の件

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

前記のとおり、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、株主様にはご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日の来場者数によっては、メイン会場へのご入場をお断りする場合がございます。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの軽減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性がございます。

· 予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 同一の株主様が書面および電磁的方法の双方により議決権行使を行った場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。なお、同一の株主様が複数回電磁的方法による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 以下の①および②の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトの「IR情報/株主総会」 (https://www.nojima.co.jp/ir/event/meeting/) に掲載されております。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

なお、会計監査人および監査委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(https://www.nojima.co.jp/ir/event/meeting/)に掲載させていただきます。

以上

株主の皆様向けのインターネット中継

第58回 定時株主総会の模様をインターネットにてライブ中継を実施いたします。

公開日時: 2020年6月19日(金曜日)午前10時から事業説明会終了まで

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始30分前よりアクセスは

可能になります。

視聴方法:株主総会ライブ中継サイトにアクセスいただきますと、株主様の認証画面が表

示されますので、ユーザー名・パスワードを入力のうえ、ご覧ください。

株主総会ライブ中継は当社ホームページよりご案内致します。 https://www.nojima.co.jp/

【留意点】

- ・株主総会の視聴に当たりましては、ご使用のパソコンやスマートフォン等の環境(機能、性能)やインターネット接続の回線状況、多数の株主様のアクセス集中等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信料金(電話料金)などは、株主様のご負担になります。
- ・株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていた だきますが、やむを得ず写り込んでしまう場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ・中継を通じての議決権行使および質疑は出来かねますので、議決権行使は予め議決権行使書による書面での 行使または、スマートフォンなどでのインターネットにより事前に行使いただきますようお願い申し上げま す。
- ・また、各種タブレット、スマートフォンの機能によってはご覧いただけないこともございますので、あらか じめご了承ください。

〈株主の皆様へ〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により前述の対応を更新する場合がございます。 インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nojima.co.jp)より、発信情報をご確認くださいます よう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、 事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきた くお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。 (ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ・会場入口付近で検温をさせていただく場合がございます。また、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから 14 日間が経過していない方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから 14 日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は短縮させて頂く予定です。株主様におかれましては、 事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・第58回定時株主総会に関する報告事項および決議事項につきまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。ご質問がございます株主様は、議決権行使書にご同封のはがきもしくは、当社ウェブサイトより議決権行使書に記載の株主番号等をご入力のうえ、ご質問くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主の皆様のご関心が高い質問事項については本株主総会で説明を予定しておりますが、全てのご質問の回答をお約束するものではございませんので、予めご了承くださいませ。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、本年のお土産の配布は中止とさせていただいております。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始日時が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nojima.co.jp)に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

事業説明会開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様に当社へのご理解を深めていただくため、「事業説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加、またはウェブサイトでの視聴を賜りますようご案内申し上げます。

なお、**「事業説明会」**においては、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承ください。



パソコン・スマートフォン・ タブレット端末からも ご覧いただけます。

https://s.srdb.jp/7419/



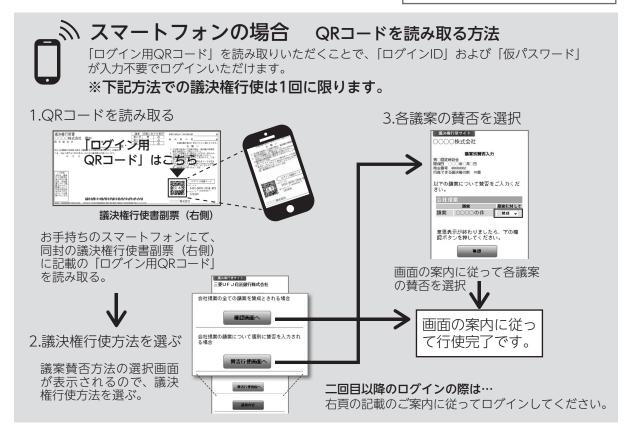
<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年6月18日 (木曜日) 午後6時30分まで



機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1.議決権行使ウェブサイトに アクセスする



2.お手元の議決権行使書用紙の 副票(右側)に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



3.「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/



ご注意事項

- ●株主さま以外の第三者による不正アクセス("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主 さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更 をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

ത്ത് 0120-173-027

(通話料無料、受付時間:9:00~21:00)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策等の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、足下の景気は非常に悪化しております。また、消費者マインドの悪化とともに、個人消費は急速に減少しております。

海外においても、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。

家電販売業界につきましては、TVはオリンピックに向けての買い替え需要があったことにより、好調に推移したほか、冷蔵庫、エアコンは堅調に推移し、業界全体では堅調に推移しました。PC本体等は消費増税や、Windows 7のサポート終了に伴う駆け込み需要及び新型コロナウイルス感染症対策のための在宅勤務の増加により、販売は一時的に増加しております。本年3月に入り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、時間短縮での営業等が行われております。

携帯電話等販売業界につきましては、2019年10月1日より施行された電気通信事業法の一部改正による、販売競争の抑制と、それに伴う買替サイクルの長期化の影響を受け、需要が低迷しております。また、新型コロナウイルス感染症への対策として一部店舗の休業等を行った影響もあり、キャリアブランドの端末販売台数は低調な推移を続けております。

インターネット接続サービス業界につきましては、スマートデバイス普及による場所を選ばないインターネット利用への移行が進展するなかで、固定系ブロードバンド接続サービスは、IoT市場の拡大を背景に、主力のFTTH接続サービスの契約数の伸び率が底堅く推移しております。他方、インターネット広告市場につきましては、検索連動型広告に加え、動画広告などの運用型広告が拡大基調にあります。

海外市場につきましては、シンガポールにおいては米中間の通商問題を巡る緊張の増大の影響を受け、経済が停滞していたことに加え、本年3月に入り、新型コロナウイルス感染症対策として、マレーシア、インドネシアにおいて社会全体の活動制限が行われ、足下の経済は極めて厳しい状況となっております。

このような状況下におきまして、当社グループは「デジタルー番星」、「お客様満足度No. 1」を常に追求し、その実現のために「選びやすい売場」及び「お客様の立場に立った接客」を心がけ、コンサルティングセールスのレベルアップやお客様のニーズに合致したサービスの充実に取り組んでまいりました。

デジタル家電専門店運営事業では、変化するお客様のライフスタイルに応えるため、勉強会や研修を通して知識・経験の共有及び深化を図り、お客様のニーズを満たす新しい商品・サービスの充実に取り組んでおります。

キャリアショップ運営事業及びインターネット事業では、新卒社員の採用強化や、教育・研修の 推進、更に当社グループにおける経営方針の共有を通じて、グループとしての一体感を醸成すると ともに、生産性の向上及び一層の店舗品質の向上に取り組んでおります。 海外事業では、2019年2月よりCourts Asia Ltd.をグループに加え、グローバルにグループ内の人材育成・販売ノウハウを活用し、より多くのお客様に喜ばれるよう、コンサルティングセールスの導入に取り組んでおります。

店舗展開につきましては、デジタル家電専門店運営事業では、スクラップアンドビルドを含め、デジタル家電専門店15店舗を新規出店、9店舗を閉店し181店舗となり、通信専門店を合わせて210店舗となりました。

キャリアショップ運営事業では、直営店・F C店を合わせて、スクラップアンドビルドを含め、12店舗を新規出店・新規獲得し、39店舗を閉店・譲渡したため、619店舗となりました。

海外事業では、7店舗を新規出店し、7店舗を閉店したため、77店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における総店舗数は906店舗となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,239億68百万円(前年同期比102.1%)、営業利益は225億82百万円(前年同期比117.5%)、経常利益は242億18百万円(前年同期比115.1%)、親会社株主に帰属する当期純利益は159億11百万円(前年同期比107.4%)となりました。

また、当社グループの経営指標として重要視しておりますEBITDA(※)は、398億19百万円(前年同期比120.3%)となりました。

(※) EBITDA=経営利益+支払利息+計信利息+減価償却費+のれん償却額

セグメントの業績は次のとおりであります。

(デジタル家電専門店運営事業)

デジタル家電専門店運営事業においては、冷夏や暖冬の影響はあったものの、エアコンはほぼ横ばいで推移いたしました。冷蔵庫、洗濯機は堅調に推移し、TV、PC本体等は好調に推移いたしました。

また、当社の強みであるお客様に寄り添ったコンサルティングセールスが、「質」を求めるお客様のニーズに合致し、お客様の生活をより豊かにする商品の比率が向上し、売上総利益が伸長いたしました。

一方で、期末における新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響を受け、足下では非常に 厳しい状況となっております。

この結果、売上高は2,162億35百万円(前年同期比99.2%)、セグメント利益は136億61百万円(前年同期比117.9%)となりました。

(キャリアショップ運営事業)

キャリアショップ運営事業においては、将来を見据えた「質」の向上を目的とする、人材育成への投資として、採用・教育・研修等を充実させております。また、主要な子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社においては、市場の冷え込みや、新型コロナウイルス感染症対策として一部店舗の休業を行った影響を受け、売上高は低調に推移いたしました。

この結果、売上高は2,074億41百万円(前年同期比87.1%)、セグメント利益は67億73百万円(前年同期比103.5%)となりました。

(インターネット事業)

インターネット接続事業部門においては、競争環境が厳しい中、NTT東日本、NTT西日本が提供するフレッツ光の卸サービス「@nifty光」のグループ店舗での販売等、効率的な新規顧客の獲得に注力いたしました。

WEBサービス事業部門においては、マーケットプレイス領域での成果報酬型広告が堅調に推移いたしました。

インターネット事業全体においては、生産性の向上に取り組んだ結果、営業利益が伸長いたしました。

この結果、売上高は479億9百万円(前年同期比95.2%)、セグメント利益は34億38百万円(前年同期比124.5%)となりました。

(海外事業)

海外事業においては、今後の市場変化に備え、これまでの自社クレジットの供与を強みとした戦略から、良い商品・良いサービスでお客様の生活を豊かにすることで喜ばれ、当社の顧客を増やす「質」を重視する戦略へと切り替えを行っております。これと並行して、構造改革に伴う販管費の削減を行い、過度なクレジット販売の抑制を進めた結果、売上高・売上総利益は低調に推移いたしました。

この結果、売上高は466億9百万円、セグメント損失は1億23百万円となりました。

(注) 当セグメントは前連結会計年度末より報告セグメントとしているため、前年同期比は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は21億15百万円で、その主なものは次のとおりであります。

㈱ノジマ

設備名	所在地	内 容	開店年月
フォレストモール甲斐竜王店	山梨県	店舗	2019年4月
松戸駅前店	千葉県	店舗	2019年5月
東久留米滝山店	東京都	店舗	2019年6月
NEW湘南台店	神奈川県	店舗	2019年8月
ブランチ横浜南部市場店	神奈川県	店舗	2019年9月
ららぽーと沼津店	静岡県	店舗	2019年10月
テラスモール松戸店	千葉県	店舗	2019年10月
秦野店	神奈川県	店舗	2020年1月

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当社は、運転資金を調達するため、財務制限条項が付されたリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区	分	第55期 (2017年3月期)	第56期 (2018年3月期)	第57期 (2019年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売上	高(百万円)	432,064	501,890	513,057	523,968
経 常 利	益(百万円)	15,479	17,935	21,046	24,218
親会社株主に帰属する当	期納益(百万円)	10,158	13,634	14,817	15,911
1 株当たり	当期純利益	208円28銭	275円42銭	296円83銭	317円12銭
総資	産(百万円)	245,467	259,756	307,735	286,247
純 資	産(百万円)	56,855	69,019	81,608	90,268
1 株 当 た	り 純 資 産	1,143円23銭	1,364円44銭	1,594円23銭	1,759円32銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定の基礎となる自己株式数に従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式を含めております。
 - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日) 等を第57 期の期首から適用しており、第56期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。
 - 4. 当連結会計年度の期首より、その他有価証券の評価方法を部分純資産直入法から全部純資産直入法に変更しており、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益の金額については、遡及処理の内容を反映させた金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金 (百万円)	議決権の 比率	主要な事業内容
アイ・ティー・エックス㈱	横浜市西区	200	100.0%	通信関連機器等販売
(株)アップビート	横浜市西区	404	100.0%	通信関連機器等販売
ニフティ(株)	東京都新宿区	100	100.0%	電気通信事業
Courts Asia Ltd.	シンガポール タンピネス	21,386	100.0%	デジタル家電等販売
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.	カンボジア王国 プノンペン市	250	100.0%	デジタル家電等販売
	東京都中央区	30	100.0%	企業教育研修コンサルティング
 (株)ノジマステラスポーツクラブ	相模原市南区	10	100.0%	スポーツクラブ運営

- (注) 持分法適用会社は、㈱ハスコムモバイル1社であります。
 - ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、消費税率引き上げや自然災害の影響から内需が大幅に落ち込む中で、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、経済に大きな影響が出ています。移動制限などの各国の対応等を前提とすると、経済の低迷は深刻かつ長期化する可能性があります。

当社グループは、こうした状況下におきまして、常にお客様に喜んでいただけるよう、「全ての変化をチャンスに」をスローガンとし、グループ全体の知恵を絞って行動し、その結果としてお客様にご支持いただけるよう次の3点を重要課題として取り組んでまいります。

① 店舗運営

お客様の立場に立った行動で、便利な場所で必要なものが揃う選びやすい売場を作ってまいります。家庭用電化製品やスマートフォン等の新製品及び新技術については、お客様のご要望に合わせた質の高いコンサルティングをするため、当社グループの従業員の増員を引き続き進めてまいります。

② 人材育成

専門知識を有する商品アドバイザーを育成して、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。人材の育成にあたっては、各人の能力向上、知識等の修得を目的にしました教育用WEBツールの「ノジマ学(まなぶ)」を活用し、店舗リーダー及びコンサルティングセールススタッフの人材育成を引き続き図ってまいります。

③ 店舗展開

店舗展開につきましては、デジタル家電専門店運営事業は、今後とも神奈川県を中心として、近隣都県に集中的に出店する「ドミナント展開」を基本とし、キャリアショップ運営事業は、アイ・ティー・エックス株式会社等子会社を含めた既存店舗の改装及びスクラップアンドビルドを実施し、海外事業では、現地状況に対応し、条件の良い出店による店舗網の充実に努め、売場面積の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは株式会社ノジマ(当社)、子会社24社及び関連会社1社により構成され、経営組織の形態及び当社グループの取り扱う商品・サービスの内容から、報告セグメントを「デジタル家電専門店運営事業」、「キャリアショップ運営事業」、「インターネット事業」、「海外事業」としております。

「デジタル家電専門店運営事業」は、薄型テレビに代表されるデジタルAV関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を行っております。

「キャリアショップ運営事業」は、携帯電話を中心とした通信関連機器の販売及び付帯するサービス提供を行っております。

「インターネット事業」は、ブロードバンド接続サービスの提供及び付帯するコミュニケーション、セキュリティ等のサービス提供並びにインターネットを利用した様々な情報サービスの提供を行っております。

「海外事業」は、デジタルAV関連機器、情報関連機器、家庭用電化製品及び家庭用家具の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ等のサービス提供を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等 (2020年3月31日現在)

㈱ノジマ

本社:神奈川県横浜市西区

商品センター・・神奈川県横浜市鶴見区・神奈川開诵センター・・神奈川県横浜市鶴見区

アイ・ティー・エックス(株)

本社(本店): 神奈川県横浜市西区

東日本支社 :宮城県仙台市青葉区 札幌オフィス : 北海道札幌市中央区

中日本支社 : 愛知県名古屋市中村区 金沢オフィス : 石川県金沢市 西日本支社 : 大阪府大阪市北区 広島オフィス : 広島県広島市中区

高松オフィス :香川県高松市 福岡オフィス :福岡県福岡市中央区

(株)アップビート

本社 : 神奈川県横浜市西区

北日本営業部 : 宮城県仙台市青葉区 中日本営業部 : 愛知県名古屋市中区

関西オフィス : 大阪府茨木市 中四国オフィス : 香川県高松市

西日本営業部 : 福岡県福岡市博多区

<u>二フティ(株)</u>

本社 : 東京都新宿区

デジタル家電専門店

	神奈川県	51店	東京都	40店	埼玉県	24店	千葉県	26店	静岡県	18店
	長野県	2店	山梨県	7店	新潟県	9店	茨城県	4店	合計	181店
+	ャリアショ	ョップ及	び通信専門品	5						
	北海道	10店	青森県	4店	秋田県	6店	岩手県	15店	山形県	1店
	宮城県	15店	福島県	8店	神奈川県	59店	東京都	70店	埼玉県	30店
	千葉県	39店	群馬県	10店	栃木県	12店	茨城県	8店	山梨県	8店
	長野県	15店	新潟県	14店	静岡県	31店	富山県	1店	石川県	8店
	滋賀県	7店	岐阜県	9店	愛知県	33店	三重県	16店	奈良県	1店
	和歌山県	6店	大阪府	23店	京都府	3店	兵庫県	10店	岡山県	16店
	広島県	16店	山□県	2店	鳥取県	3店	島根県	6店	香川県	17店
	徳島県	4店	愛媛県	21店	高知県	8店	福岡県	29店	佐賀県	7店
	長崎県	10店	大分県	5店	宮崎県	2店	熊本県	15店	鹿児島県	6店
	沖縄県	9店							合計	648店

(注)キャリアショップ及び通信専門店の店舗数は、関係会社直営店及びFC店舗を合わせて記載しております。 海外

カンボジア 2店 シンガポール 14店 マレーシア 56店 インドネシア 5店 合計77店

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
6,786名(3,415名)	1,177名増 (504名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,546名 (2,321名)	57名減 (23名増)	30歳 5ヶ月	6年 6ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

•	借			入			5	ŧ		借	入	額
(株)	7.	'	ず		ほ	金	艮	行				19,155百万円
(株)	Ξ	菱	U		F	J	銀	行				12,128百万円
(株)		横		浜		銀		行				4,162百万円
Ξ	井	住	友	信	託	銀	行	(株)				1,779百万円
(株)	あ	ō	お	ぞ	5)	銀	行				1,460百万円
(株)	1,	J	そ		な	金	艮	行				2,000百万円
(株)		本	政	策	投	資	銀	行				2,800百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 170,000,000株

② 発行済株式の総数 50,173,707株 (自己株式 1,115,909株を除く)

③ 株主数 10,907名 (前期末比 △533名)

④ 大株主 (上位10名)

†	*	主	4	名	持 株 数	持 株 比 率
野	島	廣	司	(有)	3,900,000株	7.77%
野	島	J		司	3,833,100株	7.64%
日本マ	スタートラ	スト信託銀	! 行(株) (信	言託□)	3,128,800株	6.24%
ティ・	- エヌホ	ー ル デ	ィンク	ブス㈱	2,660,000株	5.30%
公 益	財 団 法	人 真 柄	福祉	財 団	1,704,480株	3.40%
日本トラ	ラスティ・サ	ービス信託	银行㈱(作	信託口)	1,510,700株	3.01%
(有)	ケ 1	´ I	ッ	チ	1,500,000株	2.99%
(有)		1		eg	1,500,000株	2.99%
ネッ	ク ス	社 員	持	株 会	1,473,100株	2.94%
野	島	ß	全	久	1,219,600株	2.43%

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

名 称 (発 行 日)	行 使 期 間	新株予約 権 の 数	目 的 と な る 普通株式の数	保 有者数	発 行価 額	行 使 価 額
第13回新株予約権 (2015年9月10日)	2018年8月19日~ 2020年8月18日	3,937個	787,400株	715名	無償	1株当たり 1,629円
第14回新株予約権 (2016年7月19日)	2019年7月20日~ 2021年7月19日	9,427個	942,700株	721名	無償	1株当たり 1,355円
第15回新株予約権 (2017年7月18日)	2020年7月19日~ 2022年7月18日	11,600個	1,160,000株	970名	無償	1 株当たり 1,762円
第16回新株予約権 (2018年7月17日)	2021年7月18日~ 2023年7月17日	13,286個	1,328,600株	1,239名	無償	1株当たり 2,294円
第17回新株予約権 (2019年7月16日)	2022年7月17日~ 2024年7月16日	14,851個	1,485,100株	1,451名	無償	1 株当たり 1,759円

(注) 2015年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、目的となる普通株式の数及び行使価格は 調整されております。

新株予約権の行使の条件

(第13回)

・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は 従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による 退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(第14回、第15回、第16回、第17回共通)

・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は 従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認 めた場合はこの限りではない。

(各回共通)

・新株予約権の相続はこれを認めない。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名称	新株予約権の数	目 的 と な る 普通株式の数	保有者数
	第13回新株予約権	887個	177,400株	9名
	第14回新株予約権	2,636個	263,600株	10名
取締役(社外取締役 を除く)及び執行役	第15回新株予約権	1,998個	199,800株	12名
	第16回新株予約権	1,187個	118,700株	12名
	第17回新株予約権	1,451個	145,100株	12名
	第13回新株予約権	15個	3,000株	1名
	第14回新株予約権	30個	3,000株	1名
社 外 取 締 役	第15回新株予約権	170個	17,000株	4名
	第16回新株予約権	250個	25,000株	4名
	第17回新株予約権	310個	31,000株	6名

② 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況 当事業年度中に交付した新株予約権は①に記載のとおりであります。 上記新株予約権のうち当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
当社従業員 (当社役員を兼ねて いる者を除く)	11,856個	1,185,600株	1,351名
子会社の役員及び従業員	2,039個	203,900株	190名

⁽注) 当社従業員等に交付した新株予約権の数、目的となる普通株式の数及び交付者数は、交付日現在の数であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
野島廣司	取締役会議長 指名委員、報酬委員	アイ・ティー・エックス㈱代表取締役社長
野島亮司	指名委員、報酬委員	ニフティ㈱代表取締役社長
福田浩一郎		
温盛元	指名委員(委員長)	
鍋島賢一		
田之頭泰彦		
髙橋博昭	報酬委員(委員長)	
星名光男	監査委員(委員長) 指名委員、報酬委員	
経沢香保子	指名委員	㈱キッズライン代表取締役社長
郡谷大輔	指名委員	
池田純	報酬委員	
平本和生	指名委員、監査委員 報酬委員	
髙見和徳	監査委員、報酬委員	
山 田 隆 持		

② 執行役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表執行役社長	野島廣司	CEO
代表執行役副社長	野島亮司	
常務執行役	福田浩一郎	家電A Vソリューション推進部長
常務執行役	温盛元	営業開発部長
執 行 役	鍋 島 賢 一	情報ソリューション推進部長
執 行 役	田之頭泰彦	財務経理部長
執 行 役	大 嶽 友 洋	モバイルコミュニケーション推進部次長
執 行 役	多田雅哉	ITシステム部長
執 行 役	富 所 貴 生	販買戦略部長
執 行 役	國 井 弘 文	販買推進部第一部長
執 行 役	田中義幸	人事総務部長

- (注) 1. 取締役 星名光男、経沢香保子、郡谷大輔、池田純、平本和生、髙見和徳、山田隆持の各氏は、会社法第 2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 取締役 経沢香保子氏は株式会社キッズラインの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社キッズラインとの間には特別な関係はありません。
 - 3. 会社法第400条第2項に定める指名委員会等設置会社の各委員は、2019年6月14日開催の取締役会で以下のとおり選定され就任いたしました。

「指名委員」

- : 温盛元氏(委員長)、野島廣司氏、野島亮司氏、星名光男氏、経沢香保子氏、郡谷大輔氏、平本和生氏 「監査委員」
- :星名光男氏(委員長)、平本和生氏、髙見和徳氏

「報酬委員」

- :髙橋博昭氏(委員長)、野島廣司氏、野島亮司氏、星名光男氏、池田純氏、平本和生氏、髙見和徳氏
- 4. 2019年6月14日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役 山崎淳、城所俊雄、久夛良木健、阿久津聡の各氏は退任いたしました。

5. 2020年3月17日に退任した取締役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位			氏 名			重要な兼職の状況		
社	外	取	締	役	松	本	晃	

6. 2019年8月20日に退任した執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位		氏 名			名		担当及び重要な兼職の状況	
執	行	役	河	原	﨑	利	彦	家電AVソリューション推進部長

7. 2019年11月30日に退任した執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況		
取締役兼執行役	髙橋博昭	人事部長 兼 アイ・ティー・エックス株式会社 取締役 兼 執行役員 人事総務部長		

8. 2020年2月18日に退任した執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位			氏 名				担当及び重要な兼職の状況		
執	行	役	永	Ш	盛	史	販買推進部	第二部長	

9. 2020年5月12日に退任した執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役兼執行役	田之頭泰彦	財務経理部長

- 10. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役 星名光男氏、経沢香保子氏、郡谷大輔氏、池田純氏及び平本和牛氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- 11 当社は、監査委員長が定期的に会社に出社し、重要な会議への出席等で情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役からヒアリングを行うことで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置しておりません。
- 12. 2019年4月1日付で、執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・販買戦略部長 富所貴生氏は、執行役販買戦略部長となりました。
- 13. 2019年8月21日付で、取締役・執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・取締役兼常務執行役家電AVソリューション推進部担当 福田浩一郎氏は、取締役兼常務執行役家電AV ソリューション推進部長となりました。
 - ・執行役販買推進部第一部長 永山盛史氏は、執行役販買推進部第二部長となりました。
 - ・販買推進部第二部長 國井弘文氏は、執行役販買推進部第一部長となりました。
- 14. 2019年12月1日付で、執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・総務部長 田中義幸氏は執行役人事総務部長となりました。
- 15. 2020年5月13日付で、執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・財務経理部次長 日坂聡氏は、執行役財務経理部長となりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役である、星名光男、経沢香保子、郡谷大輔、池田純、平本和生、髙見和徳、山田隆持の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。

④ 取締役及び執行役の報酬等の総額

		取	締役	執	,行 役	合	計	
区	分	支 給 人 員	支 給 額 (千円)	支 給人員	支給額(千円)	支 給人員	支 給 額 (千円)	摘要
報酬委員会決議に基 確 定 金	づ く 額	19 (10)	356,520 (63,441)	9	86,255	28 (10)	442,775 (63,441)	(注)
報酬委員会決議に基 退 職 慰 労	づく 金	3 (2)	3,684 (2,310)	_	_	3 (2)	3,684 (2,310)	(注)

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております。
 - 2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役14名、執行役11名で、内6名は取締役と執行役を兼任しております。
 - 3. 報酬委員会決議に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項第1号による確定額であります。
 - 4.()内は社外取締役に支払った額であります。
 - 5. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額 を含んでおります。
 - ⑤ 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針
 - イ. 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。
 - ロ. 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。
 - ハ. 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
 - 二. 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。
 - ホ. 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

⑥ 社外役員に関する事項 社外役員の主な活動状況

氏 名	当期開催の取締役会及び各委員会への 出席状況	取締役会及び各委員会における発言その他の活動 状況
星名光男	取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席、監査委員会12回全てに出席、報酬委員会5回全てに出席しております。	流通・小売業における会社経営等で培われた豊富 なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の 経営全般について積極的に発言を行っておりま す。
経 沢 香保子	取締役会13回のうち11回に出席、指名委員会4回全てに出席しております。	マーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
郡谷大輔	取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会4回全てに出席しております。	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に 関する専門知識等に基づき、当社の経営全般につ いて積極的に発言を行っております。
池田純	取締役会13回のうち12回に出席、報酬委員会5回全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
平 本 和 生	取締役会13回のうち11回に出席、 2019年6月14日に就任以降の指名委員会3回全てに出席、監査委員会9回 のうち7回に出席、報酬委員会4回全 てに出席しております。	放送業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
髙見和徳	取締役会13回全てに出席、2019年6 月14日に就任以降の監査委員会9回 全てに出席、報酬委員会4回全てに出 席しております。	家電メーカーにおける会社経営等で培われた豊富 なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の 経営全般について積極的に発言を行っておりま す。
山田隆持	2019年6月14日就任以降の取締役会 10回全てに出席しております。	通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
松本晃	2019年6月14日就任以降、2020年3月17日に退任するまでに開催された取締役会9回全てに出席しております。	幅広い業界における会社経営等で培われた豊富な ビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経 営全般について積極的に発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93

- (注) 1. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査 計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積 りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 - 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 ①に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することと し、完全にその独立性を確保する。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - イ. 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行 状況等を報告する。
 - ロ. 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
 - □. 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
 - ハ. 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び保管する。
- ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程その他関係 規程を整備し、適切に運用する。
- ② 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、執行役規則、その他関係規程を整備する。
- ⑧ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - ロ. コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。

- ⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制
 - イ. 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - ロ. 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - ハ. 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その 他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
 - 二. 内部監査室は、必要がある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備 当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本 方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。
- ① 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制規程」「内部統制委員会規程」に基づき、内部統制委員会を12回開催し、 法令、社内規程等の遵守状況を把握し、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役8名を含む取締役15名(2020年3月17日で社外取締役である 松本晃氏が辞任しております。)で構成し、職務執行の状況を監督しました。また、取締役会は 執行役を選任し、各執行役は、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行するとともに、自らの 職務執行の状況を定期的に取締役会に報告しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表執行役社長及び監査委員会に報告しました。

監査委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査委員会に加えて適宜臨時 監査委員会等を開催し、監査委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言 の取りまとめを行いました。さらに、取締役・執行役その他使用人と対話を行い、内部監査室・ 会計監査人と連携し、執行役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを中期的な方針としております。

(8) 資本政策の基本的な方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、及び業界トップの持続的な高い成長力を重要な経営目標として、ROE15%以上を掲げております。また同時に連結自己資本比率30%以上の健全経営を目指してまいります。

また、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

			(単位:百万円)
資産 産 の	部	負 債 の	部
科 目 :: : : : : : : : : : : : : : : : : :	金額 134,283	科 目 流動負債	金額 114,381
現金及び預金	17,181	金柱買	50,244
売掛金	69,978	短期借入金	7,226
	40,923	1年内返済予定の長期借入金 1年内償還予定の社債	7,031 10,010
商品及び製品	· ·	未払金	7,433
未収入金	6,250	未払法人税等	4,921 2,203
その他	2,984	未払消費税等	2,203
貸倒引当金	△3,035	前受収益 ポイント引当金	7,218 5,075
固定資産	151,964	賞与引当金	1,524
有形固定資産	35,372	入会促進引当金	90
建物及び構築物	15,808	リース債務 その他	2,140 9,260
機械装置及び運搬具	466	固定負債	81,596
器具備品	2,243	社債	5,005
リース資産	8,010	長期借入金	38,014
土地	8,488	販売商品保証引当金 役員退職慰労引当金	3,794 210
ーー その他	355	退職給付に係る負債	8,423
無形固定資産	75,836	繰延税金負債	13,506
のれん	24,758	長期前受収益 リース債務	3,038 6,437
ソフトウエア	1,563	その他	3,166
商標権	937	負債合計	195,978
		純 資 産 の 株主資本	部 93,814
契約関連無形資産	46,412	体土貝本 資本金	6,330
顧客関連無形資産	1,985	資本剰余金	6,046
その他	179	利益剰余金	83,795
投資その他の資産	40,755	自己株式 その他の包括利益累計額	△2,358 △ 5,567
投資有価証券	17,415	その他有価証券評価差額金	△ 4, 938
繰延税金資産	9,159	為替換算調整勘定	△535
敷金及び保証金	12,004	退職給付に係る調整累計額	△94
その他	2,262	新株予約権 非支配株主持分	2,008 12
貸倒引当金	△86_	純資産合計	90,268
資産合計 (注) 記載金額は、百万円未満を	286,247	負債・純資産合計	286,247

(単位:百万円)

科	■	金	額
売上高			523,968
売上原価			379,850
売上総利益			144,117
販売費及び一般管理費			121,535
営業利益			22,582
営業外収益			
受取利息及び配当金		192	
仕入割引		1,656	
投資有価証券売却益		403	
その他		983	3,235
営業外費用			
支払利息		750	
社債利息		109	
為替差損		256	
その他		485	1,600
経常利益			24,218
特別利益			
負ののれん発生益		28	
退職給付制度移行益		232	
固定資産売却益		202	
新株予約権戻入益		38	503
特別損失			
減損損失		1,426	1,426
税金等調整前当期純利益			23,294
法人税、住民税及び事業税		10,073	
法人税等調整額		△2,695	7,377
当期純利益			15,916
非支配株主に帰属する当期純和	-		4
親会社株主に帰属する当期純和	间益		15,911

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6,330

(単位:百万円)

13,803

93,814

90

△2,358

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,330	6,378	69,601	△2,448	79,861
会計方針の変更による累積的影響額			149		149
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,330	6,378	69,751	△2,448	80,010
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,867		△1,867
親会社株主に帰属する当期純利益			15,911		15,911
自己株式の取得				△1,359	△1,359
自己株式の処分		△331		1,449	1,118
株主資本以外の項目の連結					

△331

6,046

14,044

83,795

	その他の包括利益累計額						
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計	新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	319	76	△498	△102	1,453	396	81,608
会計方針の変更による累積的影響額	△149			△149			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	169	76	△498	△252	1,453	396	81,608
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,867
親会社株主に帰属する当期純利益							15,911
自己株式の取得							△1,359
自己株式の処分							1,118
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△5,107	△612	404	△5,315	555	△383	△5,143
連結会計年度中の変動額合計	△5,107	△612	404	△5,315	555	△383	8,660
当 期 末 残 高	△4,938	△535	△94	△5,567	2,008	12	90,268

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計年度中の変動額 (純額)

連結会計年度中の変動額合計

末

残

期

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 ノ ジ マ 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノジマの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- · 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 星名光男 ⑩

監査委員 平本和生 ⑩

監査委員 髙見和徳 ⑩

(注) 監査委員 星名光男、平本和生及び髙見和徳は、会社法第2条第15号及び第400条第3項 に規定する社外取締役であります。

(単位:百万円)

資産の	部金額	負 債 の	部
科		科	金額 61,636
流動資産	53,336	買掛金	17,818
現金及び預金	2,914	短期借入金	4,912
売掛金	14,560	1年内返済予定の長期借入金 1年内償還予定の社債	2,490 10,000
商品及び製品	28,205	未払金	4,244
原材料及び貯蔵品	166	未払法人税等	2,410
前払費用	854	未払消費税等	1,125
未収入金	6,331	未払費用 前受金	305 3,035
その他	303	預り金	5,421
貸倒引当金	△0	前受収益	5,207
固定資産	105,999	ポイント引当金	4,664 23,839
有形固定資産	22,662	固定負債 社債	23,639 5,000
建物	11,490	長期借入金	7,260
構築物	1,125	販売商品保証引当金 退職給付引当金	3,794
機械装置	347	返職給付引当金 役員退職慰労引当金	5,961 196
車両運搬具	104	預り保証金	1,323
器具備品	1,086	資産除去債務	283
土地	8,152	その他 負債合計	19 85,476
建設仮勘定	354	延り 単一	部
無形固定資産	492	株主資本	76,858
のれん	0	資本金	6,330
ソフトウエア	364	資本剰余金 資本準備金	5,764 5,245
その他	127	その他資本剰余金	518
投資その他の資産	82,844	利益剰余金	67,122
投資有価証券	16,166	利益準備金 その他利益剰余金	80 67,042
関係会社株式	52,000	特別償却準備金	73
破産更生債権等	7	土地圧縮積立金	144
長期前払費用	121	固定資産圧縮積立金 別途積立金	50 97
繰延税金資産	6,110	加速價立並 繰越利益剰余金	66,676
敷金及び保証金	8,312	自己株式	△2.358
保険積立金	21	評価・換算差額等	△ 5,007 △5,007
その他	111	その他有価証券評価差額金 新株予約権	2,008
貸倒引当金	△7	純資産合計	73,860
資産合計	159,336	負債・純資産合計	159,336

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科 目	金	額
	317	235,073
売上原価		160,082
売上総利益		74,991
販売費及び一般管理費		60,955
対に見及り、一般自注員 営業利益		14,035
当来刊 <u>邮</u> 営業外収益		14,035
	F 740	
受取利息及び配当金	5,748	
仕入割引 4.2%を探索を表する。	1,654	
投資有価証券売却益	396	
雑収入	433	8,233
営業外費用		
支払利息	98	
社債利息	109	
支払手数料	95	
雑損失	248	551
経常利益		21,718
特別利益		
新株予約権戻入益	38	
固定資産売却益	60	99
特別損失		
減損損失	988	988
税引前当期純利益		20,829
法人税、住民税及び事業税	5,541	
法人税等調整額	△369	5,171
当期純利益		15,658

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	△2,448	63,160	238	238	1,453	64,852
会計方針の変更による累積的影響額		148	△148	△148		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,448	63,309	90	90	1,453	64,852
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰 余 金 の 配 当		△1,867				△1,867
当 期 純 利 益		15,658				15,658
特別償却準備金の取崩		-				-
自己株式の取得	△1,359	△1,359				△1,359
自己株式の処分	1,449	1,118				1,118
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△5,097	△5,097	555	△4,542
事業年度中の変動額合計	90	13,549	△5,097	△5,097	555	9,007
当 期 末 残 高	△2,358	76,858	△5,007	△5,007	2,008	73,860

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 ノ ジ マ 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノジマの2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽 表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を 表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類 等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門

家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるか どうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類 等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、 計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入 手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性が ある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠してい るかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎と なる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重 要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並び に監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガー

ドを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役(及び主要な使用人等)の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書につき検討い たしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監 査 委 員星 名 光 男 印監 査 委 員平 本 和 生 印

監査委員 髙見和徳町

(注) 監査委員 星名光男、平本和生及び髙見和徳は、会社法第2条第15号及び第400条第3項 に規定する社外取締役であります。

以上

第1号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役14名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち田之頭泰彦氏、髙橋博昭氏、経沢香保子氏は退任となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任4名を含む15名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	以前では、大のこのうであります。							
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数					
1	の じま ひろ し 野 島 廣 司 (1951年1月12日生)	1973年 4 月 有限会社野島電気商会(現当社)入社 1978年 8 月 当社取締役 1991年 1 月 当社専務取締役 1994年 7 月 当社代表取締役社長 2002年 5 月 当社代表取締役社長(CEO)兼執行役員管理統括本部長 2003年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長(CEO)兼管理統括本部長 2005年 5 月 当社取締役兼代表執行役会長(CEO)2006年 4 月 当社取締役兼代表執行役会長(CEO)第管理本部長6月 当社取締役兼代表執行役会長(CEO)2008年 6 月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長(CEO)2008年 6 月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長(CEO)2015年 3 月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役同社人表取締役社長(現任)ニフティ株式会社取締役(現任) [担当(委員)]指名委員会委員報酬委員会委員報酬委員会委員	3,833,100株					
		アイ・ティー・エックス株式会社代表取締役社長						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	の じま りょう じ 野 島 亮 司 (1979年1月24日生)	2005年 1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 1008年 1月 同社代表取締役社長 10月 当社入社 2011年10月 当社 T戦略事業部長 2012年 6月 当社取締役兼執行役 T戦略事業部長 2013年 6月 当社取締役兼執行役 T戦略事業部長 2015年 3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 (現任) 2016年 10月 当社取締役兼執行役副社長 2017年 4月 日本モバイル株式会社 (現アイ・ティー・エックス株式会社) 取締役 株式会社アップビート取締役 ニフティ株式会社取締役 6月 ニフティ株式会社取締役 1 コフティ株式会社取締役 6月 ニフティ株式会社取締役 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 1 3 年 3 月 1 1 1 2 3 2 3 5 5 6 5 6 6 月 ニフティ株式会社で表執行役副社長 (現任) [担当 (委員)] 指名委員会委員報酬委員会委員 報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) ニフティ株式会社代表取締役社長	125,000株
3	ふく だ こういちろう 福 田 浩一郎 (1970年5月6日生)	1994年 4月 当社入社 2005年 1月 当社マーケティング本部MKグループエリア長 2010年 3月 当社店舗運営管理部第2ブロック長 2011年 4月 当社店舗運営管理第二部長 6月 当社執行役店舗運営管理第二部長 2012年 6月 当社取締役兼執行役店舗運営管理部長 10月 当社取締役兼執行役店舗運営管理部長 2014年 4月 当社取締役兼執行役人事総務部長 2015年 3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 2016年 8月 当社取締役兼執行役販買推進部長 2019年 2月 当社取締役兼常務執行役家電AVソリューション推進部担当 8月 当社取締役兼常務執行役家電AVソリューション推進部長(現任)	65,400株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
4	ぬく もり はじめ 温 盛 元 (1972年5月14日生)	1996年 4月 当社入社 2005年 4月 当社経営企画グループ長 6月 当社執行役 2007年 2月 当社執行役管理本部人事総務統括兼総務企 画グループ長 6月 当社執行役人事総務部長兼総務グループ長 2011年10月 当社営業支援グループ長 2012年10月 当社営業開発部長 2013年 5月 当社執行役営業開発部長 2014年 6月 当社取締役兼執行役営業開発部長 2015年 4月 当社取締役兼執行役営業開発部長 2017年10月 当社取締役兼執行役営業開発部長 1017年10月 当社取締役兼執行役営業開発部長 1017年10月 当社取締役兼執行役営業開発部長 1017年10月 当社取締役兼執行役営業開発部長(現任)	45,000株
5	なべ しま けん いち 鍋 島 賢 一 (1974年4月22日生)	1996年 6月 株式会社リンリン入社 1998年 4月 当社転籍 2005年 8月 当社マーケティング本部第二MKグループエリア長 2006年 4月 当社販売本部販売推進部家電販売グループ長 2009年 3月 当社AV家電販売推進部長 6月 当社執行役AV家電販売推進部長 2011年 8月 当社取締役兼執行役AV情報家電推進部長 2013年 6月 当社取締役兼執行役の品推進部長 9月 当社取締役兼執行役の高品推進部長 2014年10月 当社取締役兼執行役家電商品推進部長兼AV季節商品推進部管掌 2015年 4月 当社取締役兼執行役家電AV商品推進部長 2017年 4月 当社取締役兼執行役家電ソリューション推進部長 2018年 3月 当社取締役兼執行役情報ソリューション推進部長(現任)	62,800株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
6	* ^{とみ どころ たか ま} 富 所 貴 生 (1987年1月20日生)	2009年 4月 当社入社 2015年 4月 当社IT戦略事業部物流ソリューショングループ長 2016年 8月 当社販買戦略部長 2017年 10月 当社執行役販買戦略部長 2018年 9月 当社販買戦略部長 2019年 4月 当社執行役販買戦略部長(現任)	3,500株
7	* E 中義 幸 (1977年7月13日生)	2000年 4月 当社入社 2006年 5月 当社管理本部人材開発グループ長 2013年 11月 当社人事総務部人材採用育成グループ長 2014年 4月 当社人事総務部人材採用グループ長 2015年 12月 当社人事総務部総務グループ長 2019年 2月 当社総務部長 12月 当社執行役人事総務部長(現任)	7,700株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
8	ほし な みつ ま 星 名 光 男 (1942年10月13日生)	1966年 3月 株式会社岡田屋入社 1994年 5月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)取締役 2000年 5月 同社専務取締役 11月 ウエルシア関東株式会社監査役 2003年 5月 イオン株式会社専務執行役 2004年 5月 同社常任顧問 2005年 6月 株式会社やまや社外取締役 2007年 6月 当社社外取締役(現任) 2013年11月 株式会社雪国まいたけ代表取締役社長 2015年 3月 チムニー株式会社社外取締役 2016年10月 アイ・ティー・エックス株式会社監査役(現任) 2017年 4月 ニフティ株式会社監査役(現任) [担当(委員)] 監査委員会 委員長 指名委員会委員	39,000株
		報酬委員会委員	
9	こおり や だい すけ 郡 谷 大 輔 (1970年8月29日生)	1993年 4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 1996年 4月 通商産業省資源エネルギー庁原子力発電訟 務室室長補佐 1998年 4月 通商産業省産業政策局新規産業課課長補佐 2000年10月 法務省民事局付(商法・会社法担当) 2007年 9月 第一東京弁護士会登録 西村あさひ法律事務所入所 同事務所パートナー弁護士(現任) 2017年 6月 当社社外取締役(現任) [担当(委員)] 指名委員会委員	_

候補者番 号	氏 名	略歴、当社における地位、担当 所 有	す る
	(生年月日)	(重要な兼職の状況) 当社株	式の数
10	いけ だ じゅん 池 田 純 (1976年1月23日生)	2000年 4月 住友商事株式会社入社 2001年10月 株式会社博報堂入社 2005年9月 有限会社プラスJ代表取締役 2007年1月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2009年4月 同社執行役員マーケティング・コミュニケーション室長 2010年4月 株式会社エブリスタ代表取締役社長 2011年12月 株式会社横浜DeNAベイスターズ代表取締役社長 2016年6月 大戸屋ホールディングス社外取締役(現任) 12月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ特任理事 2017年3月 株式会社リブセンス社外取締役 4月 明治大学学長特任補佐兼スポーツアドミニストレーター 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会特任理事 6月 当社社外取締役(現任) 2018年1月 スポーツ庁参与4月 公益社団法人日本プロサッカーリーグアドバイザー 2019年3月 中般社団法人さいたまスポーツコミッション会長(現任) 2020年4月 株式会社埼玉ブロンコス代表取締役(現任) [担当(委員)] 報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社埼玉ブロンコス代表取締役	_

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
11	ひら もと かず ぉ 平 本 和 生 (1945年10月16日生)	1969年 4月 株式会社東京放送(現株式会社東京放送ホールディングス)入社 1999年 6月 同社報道局長 2003年 6月 同社取締役 2005年 6月 同社常務取締役 2008年 6月 同社専務取締役 2009年 6月 株式会社BS-TBS代表取締役社長 2014年 6月 同社取締役会長 2016年 6月 日本貸金業協会公益理事 2017年 6月 株式会社ケーユーホールディングス社外取締役(現任) 2018年 6月 当社社外取締役(現任)	_
		監査委員会委員 指名委員会委員 報酬委員会委員	
12	たか み かず のり 高 見 和 徳 (1954年6月12日生)	1978年 4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 1998年12月 同社電化・住設社経営企画室長 2002年 1月 松下冷機株式会社冷蔵庫事業部長 2004年 6月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)ナショナルマーケティング本部長 2009年 4月 同社常務役員ホームアプライアンス社社長 2012年 4月 同社代表取締役副社長日本地域担当、CS担当、デザイン担当6月 株式会社エフエム東京社外取締役(現任)2017年 6月 パナソニック株式会社顧問 2018年 3月 同社客員6月 当社社外取締役(現任)2019年 3月 藤田観光株式会社社外取締役(現任)6月 東京ガス株式会社社外取締役(現任)[担当(委員)] 監査委員会委員報酬委員会委員	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職 <i>の</i> 状況)	所 有 す る 当社株式の数
13	やま だ りゅう じ 山 田 隆 持 (1948年5月5日生)	1973年 4月 日本電信電話公社 (現日本電信電話株式会社) 入社 2001年 6月 西日本電信電話株式会社取締役設備部長2002年 6月 同社常務取締役ソリューション営業本部長2004年 6月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長2007年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現株式会社NTTドコモ) 代表取締役副社長2008年 6月 同社 代表取締役社長2014年12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社取締役(現任) 2015年 5月 一般社団法人総合研究フォーラム代表理事(現任)2018年 6月 株式会社NTTドコモシニアアドバイザー (現任)2019年 6月 当社社外取締役(現任)	
14	* ^{ほり うち ふみ こ} 堀 内 文 子 (1966年6月21日生)	1989年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 1993年3月 公認会計士登録 1996年7月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 1999年4月 ダイムラークライスラー日本ホールディング株式会社入社 1999年8月 公認会計士登録(現任) 2001年8月 KVH株式会社(現Coltテクノロジーサービス株式会社入社 2005年2月 有限会社淡路会計事務所取締役 2006年9月 税理士法人トーマツ入所 2012年6月 税理士登録(現任) 2013年5月 ロバートウォルターズジャパン株式会社入社 2014年4月 立野経営会計事務所入所 2016年12月 税理士法人MSAパートナーズ設立社員 2018年12月 同法人代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人MSAパートナーズ代表社員	

候補者番 号	氏 名	略歴、当社における地位、担当	所 有 す る
	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
15	* ^{え とう み ほ} 江 藤 美 帆 (1972年7月24日生)	1994年5月 Microsoft Corp.インターン1995年5月 同社入社2004年11月 クオリティライフソリューションズ株式会社代表取締役2010年9月 全景株式会社マーケティング責任者2012年1月 グーグル株式会社入社 オペレーションズリード2014年8月 株式会社オプト ソーシャルメディア事業部2015年10月 株式会社オプト インキュベートスナップスマート事業責任者2016年8月 スナップマート株式会社代表取締役2018年3月 同社顧問年5月 株式会社栃木サッカークラブ入社マーケティング戦略部長2019年4月 同社取締役マーケティング戦略部長(現任)	_

- (注) 1. * 印は新任取締役候補者です。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係 税理士法人MSAパートナーズ並びに株式会社埼玉ブロンコスと当社との間には特別な関係はなく、取引規 模は連結売上高の2%未満であります。
 - 4. 星名光男、郡谷大輔、池田純、平本和生、髙見和徳、山田隆持、堀内文子、江藤美帆の各氏は社外取締役候補者であります。
 - 5. 取締役候補者の選任理由等について
 - ① 野島廣司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、長年に亘り経営全般に携わっており、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ② 野島亮司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、経営全般に携わっており、IT・システム・物流管理部門を中心とした分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ③ 福田浩一郎氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、人事総務部門における豊富な経験と、店舗運営面での知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ④ 温盛元氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、営業支援及び店舗開発の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑤ 鍋島賢一氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、主に仕入れや商品戦略の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑥ 富所貴生氏につきましては、当社の執行役として、販買戦略部門を担当しており、その販買戦略部門における豊富な経験と能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。

- ② 田中義幸氏につきましては、当社の執行役として、人事総務部門に携わっており、人事総務部門における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
- ⑧ 星名光男氏につきましては、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって13年になります。なお、当社は、星名光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ⑨ 郡谷大輔氏につきましては、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。なお、当社は、郡谷大輔氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ⑩ 池田純氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。なお、当社は、池田純氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ① 平本和生氏につきましては、放送業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。なお、当社は、平本和生氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (2) 髙見和徳氏につきましては、家電メーカーにおける会社経営で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
- ③ 山田隆持氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験、知識等を当 社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在 任期間は本総会終結の時をもって1年になります。
- (④ 堀内文子氏につきましては、長年にわたる税理士としての豊富な経験と会計税務に関する専門知識等を 当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。なお、当社は堀内文子 氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- (5) 江藤美帆氏につきましては、IT業界及びマーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。なお、当社は江藤美帆氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- 6. 社外取締役との責任限定契約について
 - ① 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である星名光男、郡谷大輔、池田純、平本和生、髙見和徳、山田隆持の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。
 - ② 本総会にて星名光男、郡谷大輔、池田純、平本和生、髙見和徳、山田隆持、堀内文子、江藤美帆の各氏の再任及び就任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定です。

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

ノジマグループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

- 2. 新株予約権発行の要領
- (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。なお、当社の取締役及び執行役への付与については、当社の報酬委員会の決定に基づいて実施される予定です。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式1,600,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、16.000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を 勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立 しない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、割当日以降、以下の事中が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、新株予約権者が上記(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の記載の資本金等増加限度額からのに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

計算書類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類 及び数|等に準じて合理的に決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5)③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ② 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件 上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日 別途取締役会が定める日とする。

以上

くご参考>

委員会委員就任予定者(2020年6月19日就任予定)

委	員		会	名	氏 名 ※は委員長
指	名	委	員	会	※温盛元、野島廣司、野島亮司、星名光男、郡谷大輔、 平本和生、山田隆持
監	査	委	員	会	※星名光男、平本和生、髙見和徳、堀内文子
報	酬	委	員	会	※田中義幸、野島廣司、野島亮司、星名光男、池田純、 平本和生、髙見和徳

<	(メ モ	欄〉					
_							

	$\langle \times \rangle$	Ŧ	欄〉
_			
-			

〈メーモー欄〉												
_												

株式会社ノジマ 株主総会会場ご案内図

日 時 2020年6月19日 (金曜日) 午前10時 (午前9時30分受付開始予定)

会 場 ランドマークプラザ5階 ランドマークホール 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 電話 (045) 222-5050



- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本年は株主総会ご出席者への「お土産」を取りやめさせていただいております。 事前に書面またはインターネット等による議決権行使をいただいた株主様には 後日、当社ELSONIC商品をお送りいたします。